

平成17年10月27日

## 提言

### ～ HNS 汚染事故への準備及び対応に関する調査研究委員会～

本委員会においては、「2000年の有害危険物質による汚染事故への準備、対応及び国際協力に関する議定書（OPRC-HNS 議定書）」の批准に際し、我が国が整備すべき体制についての検討を行った。

我が国においては、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（OPRC 条約）」を受け、有害危険物質（HNS）のうち油の汚染事故への対応体制が確立されている。

本委員会は、このような状況に加え、OPRC-HNS 議定書が同体制の対象範囲を油以外の HNS に拡大することを求めるものであることを基本認識として、以下の提言を行うものである。

#### 提言1：HNS 議定書への早期加入

HNS 汚染事故への準備及び対応等に係る国際的な枠組み等を規定した HNS 議定書への加盟国は13ヶ国に達するなど、HNS 汚染事故による海洋汚染の防止等に関する国際的な機運は熟しつつある。

我が国は、先進海運国として、また、その経済及び国民生活を諸外国との間における多種・大量の HNS の海上輸送に依存している国として、国際的な責務を果たすべく、国家的な体制を整え、速やかに同議定書に加入することが望まれる。

#### 提言2：国家的な体制の整備

HNS 議定書への加入に当たっては、官民の適切な役割分担を考慮しつつ、HNS の海上輸送に係る既存の国際的な枠組み、我が国及び周辺海域における HNS の海上輸送の実態等の違いによる海域毎の危険度の差異、HNS の防除手法の研究及び防除に必要なデータ・ベースの構築状況等を勘案し、以下に掲げる事項並びに提言3及び4を含む、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する有害液体物質及び危険物による汚染事故への準備及び対応に主眼を置いた国家的な体制を整備することが望まれる。

なお、OPRC 条約への加入に際し有害液体物質と同様の扱いとされて今日に至っている特定油以外の油についても、その対象とすることが望まれる。

##### 1. 国家緊急時計画の策定

我が国周辺海域において、万一、HNS 汚染事故が発生した際には、その初期の段階から迅速かつ効果的な措置を講じることが不可欠であり、国、地方公共団体を始め、化学産業界、石油業界、海運業界その他の官民の関係者が一体となって取り組むことが重要である。

このため、HNS 汚染事故に係る国家緊急時計画を策定する必要があり、その際には、海洋環境（人の健康、生物資源、海洋生物等を含む。）への被害を最小限にするため、油汚染事故に係る国家緊急時計画に準拠しつつ、次の諸点について特に配慮した記載をすることが必要である。

- ① 関係者（関係省庁、地方公共団体、事故船舶、航行船舶、防除作業従事者、付近住民等）との通報連絡体制、これら関係者の安全確保体制及び健康管理体制を確立することが重要であること。
- ② 安全かつ的確な防除措置等を実施するためには、HNS の性状、危険性及び応急措置、保護具、検知器、防除資機材等に係るデータ・ベースの活用が不可欠であること。
- ③ 防除措置等の実施主体及びこれらの間の役割分担の明確化、それぞれの実施主体において必要となる資機材等の能力の把握及びこれらの有効活用が重要であること。
- ④ HNS 汚染事故への準備及び対応、事後の監視等を適切に実施するためには、様々な場面で専門的な指導、助言、評価が不可欠であることから、分野ごとの専門家の知見を活用できるような体制を構築しておくことが重要であること。
- ⑤ 多くの HNS は引火又は爆発の危険性を有しており、火災発生時の消火又は曳航作業を実施するために必要な体制の確立が重要であること。
- ⑥ 多くの HNS の気化ガスは有害性又は引火性を有しており、海陸にまたがって影響を生じる可能性のある事故が発生した場合には、特に①及び②に係る陸海間の連携が重要であること。
- ⑦ HNS 汚染事故への対応体制の充実強化のためには、更なる調査研究、技術開発（データ・ベース情報の情報提供システム、海面・大気拡散予測シミュレーション、危険区域設定システム等）の推進が必要であること。

## 2. 原因者等が講ずべき措置の明確化

有害液体物質や危険物による汚染事故に迅速かつ効果的に対処するためには、特定油の防除に準拠し、船長や船舶所有者等が講ずべき措置をあらかじめ明確化することが望まれる。

この場合、船舶交通が輻輳するとともに、臨海部に都市機能が集中する一定の海域（東京湾等）を航行する船舶に起因した事故が発生した場合の対応について特に留意する必要がある。また、安全に配慮しつつ適切な防除を実施するためには専門的な能力を有する防災機関を有効活用する必要がある。

## 3. 排出のおそれがある場合の措置

一度、有害液体物質や危険物が排出された場合には、その防除措置等には大きな危険を伴い、かつ、多大な時間と労力を要することから、より安全かつ的確に当該措置等を実施するため、有害液体物質や危険物が排出されるおそれがある段階から原因者による所要の措置（その抜取り等）が行われるようにすることが望まれる。

## 4. 沈船の撤去

船舶が有害液体物質や危険物を積載したまま沈没した場合等であって、当該物質の有害性、引火性等の特性から、その抜取り等が困難で、安全かつ的確に防除措置を実施するためには船体と一緒に引き揚げるのが有効なときには原因者による当該船舶の撤去が行われるようにすることが望まれる。

## 5. 海上災害防止センターによる防除措置

海上保安庁長官の指示により有害液体物質に係る防除措置を実施できることとする等、同センターの適切かつ合理的な関与を確保することが望まれる。

## 6. 排出油防除計画、排出油防除協議会の見直し（HNS への対象範囲の拡大）

有害液体物質の防除については、既存の油防除に係る資機材や地域ごとの組織体制の

多くが利用可能であり、現行の排出油防除計画や排出油防除協議会の対象に有害液体物質を加えることが合理的である。

#### 7. 事故発生時の通報等

有害液体物質や危険物による汚染事故に迅速かつ効果的に対処するためには、事故発生時の迅速な情報伝達が不可欠であり、有害液体物質及び危険物の排出があった場合（そのおそれがある場合を含む。）に、船舶のみならず、海洋施設等から海上保安機関に確実に通報されるよう措置することが望まれる。また、通報に係る手続き等を定めた緊急措置手引書についても、船舶と同様に、有害液体物質を取り扱う海洋施設等に備え付けられるよう措置することが望まれる。

#### 8. 海上火災が発生した場合の船舶所有者等が講ずべき措置の明確化

海上火災が発生した場合には、危険物を輸送している船舶の船舶所有者又は海洋危険物管理施設の設置者等により、海上災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置が行われるようにすることが望まれる。

### **提言3：研修訓練、調査研究及び国際協力の推進**

関係機関により、民間のニーズに応じた HNS 汚染事故対応に係る研修訓練コースが開設されること及び既存の技術の活用にとどまることなく、より安全かつ的確な防除措置等の実施を可能とする新たなシステムを整備するための調査研究、技術開発が継続されることが望まれる。

また、IMO（国際海事機関）や UNEP（国連環境計画）等の枠組みを活用した国際協力及び周辺国との連携の推進、我が国周辺海域を航行する HNS 輸送船舶の旗国当局との連絡通報ルートを確保していくことが望まれる。

### **提言4：海上保安庁の体制強化等**

海上保安庁は、我が国の HNS 汚染事故への準備及び対応に係る体制の中核的な機関として、関係省庁、地方公共団体及び関係の民間団体の協力を得て、提言1～3のとおり、HNS 議定書の批准に必要な国内体制の整備を図る必要がある。

さらに、海上保安庁は、可能な限り以下の事項を含む HNS 汚染事故への準備及び対応の充実強化を図っていくことが必要である。

- ① 機動防除隊の対応能力の強化（研修訓練、調査研究、資機材等）
- ② HNS 汚染事故への対応能力を強化した巡視船艇等の配備（搭載資機材を含む。）
- ③ 事故時のリスク認識及び評価システムの構築
- ④ シミュレーションを使用した危険区域設定システムの構築
- ⑤ 巡視船艇の乗組員を中心とする関係職員の知識及び技能の向上

（以上）